

# 神奈川<sup>労働保険</sup>指導協会だより

平成十九年  
秋季号

編集と発行

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97  
労働保険  
事務組合 神奈川労働保険指導協会  
TEL 045-625-3616(代)  
FAX 043-625-3617  
E-mail: info@kanagawa-rouho.com  
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)  
法に基づく諸業務、給付請求、  
労働保険料徴収納付、その他  
事務指導

## 平成19年度3期労働保険料の納期です 指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます。

従業員さんに対し“労働条件”は明示されていますか？

### ～ 労働条件の明示義務とは ～

正社員、パート・アルバイトを問わず、労働契約締結の際、使用者が労働者に対して賃金・労働時間その他の労働条件を明示する事を義務付けた法律です。

➡ 書面(雇用契約書)で労働条件を明示する事によって、“解雇”“賃金”を巡るトラブルの発生が防げます。

書面で明示する義務のある事項は以下の通りです



### 書面での明示義務がある事項

#### 労働契約の期間

契約期間の定めがある場合、原則3年を超える労働期間の定めはできません。

例外的に専門的な知識・技術・経験があり厚生労働大臣が定める基準に該当する方、満60歳以上の方は、5年までの契約の締結が可能です。

#### 就業場所、従事すべき業務の内容

始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

\* 交替制の場合、シフト毎の始業・終業の時刻を記載します。

賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り・支払時期、昇給に関する事項

\* 基本給などについて具体的な額を明記します。

\* 法定を超える所定時間労働については2割5分、法定休日労働については3割5分、深夜労働(22時～5時)については2割5分、法定を超える所定時間外労働が深夜労働となる場合は5割、法定休日労働が深夜労働となる場合は6割を超える割増率とします。

#### 退職に関する事項

\* 退職の事由及び手続き、解雇の事由等を具体的に記載する。



実りの秋

### 就業規則で定めがある場合、書面での明示義務がある事項

退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払いの方法、支払いの時期に関する事項

臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項

労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項

安全・衛生に関する事項

職業訓練に関する事項

災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項

表彰、制裁に関する事項

休職に関する事項



平成19年10月1日より雇用保険法が改正されました  
改正後と改正前の相互点は以下の通りです

	離職理由	現在、受給に必要な被保険者期間	改正前、受給に必要な被保険者期間
一般被保険者 (正社員)	自己都合	離職の日以前2年間に11日以上働いた月が 12ヶ月以上	離職の日以前1年間に14日以上働いた月が 6ヶ月以上
	会社都合	離職の日以前1年間に11日以上働いた月が 6ヶ月以上	
短時間被保険者 (パート・アルバイト等)	自己都合	一般被保険者と同じ	離職の日以前2年間に11日以上働いた月が 12ヶ月以上
	会社都合		

ご質問等がありましたら、当協会までご連絡下さい。